

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 69

担当部署

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援		子ども家庭センター課	関係各課
主な取組	①子どもの虐待防止		-	-
	<p>子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、町では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。また、令和2年度に、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、保護者の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。</p>			
1	施策	要保護児童対策地域協議会の充実		
	内容	児童虐待の予防・早期発見対応のため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図る要保護児童対策地域協議会の機能を充実させます。		
	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）		結果を踏まえた今後の課題	
令和7年度	<p>9月末現在 代表者会議 1回 実務者会議 1回 個別ケース検討会議 10回 開催 協議会の開催回数、内容について前年度から大きな変更なし。関係機関が児童虐待防止に関する知識を深め、連携を強化することを目的に、例年1回の研修会を実施している。今年度も下半期に開催予定。【子ども家庭センター課】</p>		<p>引き続き実務者会議での研修を通じて、協議会を構成する関係機関の知識向上と連携強化を図る。【子ども家庭センター課】</p>	
令和8年度				
評価				
令和7年度		令和8年度		令和9年度
令和10年度		令和11年度		
進捗状況	進捗状況	進捗状況	進捗状況	進捗状況
効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定
評点	評点	評点	評点	評点

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	69
担当部署	

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援		子ども家庭センター課						
			関係各課						
主な取組	①子どもの虐待防止		-						
	<p>子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、町では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。また、令和2年度に、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、保護者の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。</p>		-						
2	施策	早期発見と早急な対応等							
	内容	<p>子ども家庭支援センターひばりや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子を観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応を図ります。</p> <p>また、児童虐待の早期発見・早期対応には地域での情報が重要であるため、児童虐待を発見した際には、早期発見時の通告となるよう、支援体制を整え関係機関と連携します。</p>							
	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）		結果を踏まえた今後の課題						
令和7年度	<p>地域住民や関係機関からの通告に対し、早急に情報収集と子どもの安全確認を行い、必要に応じて児童相談所等と連携して対応している。また、児童虐待（疑い）を発見した地域住民や関係機関から適切に通告が行われるよう、「子どもへの虐待防止・対応の手引き」を作成し、普及啓発活動や要保護児童対策地域協議会による連携促進に努めている。</p> <p>妊産婦への相談支援、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等の機会に、虐待のリスク軽減や早期発見に努めるとともに、必要時子ども家庭支援係に情報を提供している。また、各種母子保健事業で未把握の乳幼児で、訪問や電話等でも健康状態が把握できない場合、子ども家庭支援係に情報を提供している。【子ども家庭センター課】</p>	<p>相談件数及び新規受理件数は増加傾向となっており、相談員への負担が大きくなっている。引き続き迅速かつ適切な対応を継続するために相談員の資質向上に努めるが、将来的には相談記録のシステム管理など、事務の効率化を進めることも検討する必要がある。</p> <p>乳幼児健診等の母子事業を利用しない家庭の状況を把握するために、電話・訪問等の様々な手段を用いることとなり、多くの人員と時間が必要である。【子ども家庭センター課】</p>							
令和8年度									
評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 69

担当部署

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援		子育て応援課		子ども家庭センター課				
	①子どもの虐待防止				-				
主な取組		<p>子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、町では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。また、令和2年度に、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、保護者の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。</p>							
3	施策	保護者交流事業等の充実							
	内容	<p>児童館や子ども家庭支援センターひばり等で子どもと保護者の居場所としての環境づくりを推進します。また、児童館や幼稚園・保育園等の園庭開放などによる「子育てひろば」活動を充実し、保護者交流事業等の充実を図ります。</p>							
		この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）			結果を踏まえた今後の課題				
令和7年度	<p>保育園等の園庭開放などによる「子育てひろば」活動を充実し、保護者交流事業等の充実を図った。 児童館では親子で行う工作や運動など、楽しみながら参加できるような事業を実施している。【子育て応援課】 自由に遊べる交流スペースや地域活動室の貸し出し、各種事業を実施し、子どもと保護者の居場所を提供している。 9月末現在の来館者数 1,038人（未就学児256人、就学年齢児289人、保護者493人）【子ども家庭センター課】</p>			<p>子ども家庭支援センターが子どもと保護者の居場所として利用していただけるよう、事業内容を工夫し、広報に努める。【子ども家庭センター課】</p>					
令和8年度									
評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 69

担当部署

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援		子ども家庭センター課	
主な取組	①子どもの虐待防止		-	
	<p>子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待への対応において、早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であり、町では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置しました。また、令和2年度に、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、保護者の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。</p>		-	
4	施策	子ども家庭支援センターひばりの各種事業の実施		
	内容	<p>乳幼児の読み聞かせ事業などを通じ、子どもへの接し方の学びや育児負担の軽減、孤立防止を図ります。</p> <p>また、参加者から寄せられた養育に対する悩みの解消を図るため、早期支援につなげます。</p>		
	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）		結果を踏まえた今後の課題	
令和7年度	<p>9月末現在 おはなし・はじまるよ 5回 16人 親子ふれあい・あそび 6回中4回中止 8人 お母さんのはあとタイム 2回中1回中止 8人 計32人参加</p>		<p>少子化に加え、子育て支援策の変化などから在宅の乳幼児の減少傾向が続いており、各事業の参加者も減少傾向となっている。またコロナ禍以降、対面での事業に対するニーズの変化も感じる。しかしながら、子育て中の保護者や支援者が身近な地域で交流できる場を維持することは重要であるため、事業内容や広報を工夫しながら継続する。</p>	
令和8年度				
評価				
令和7年度		令和8年度		令和9年度
令和10年度		令和11年度		
進捗状況	進捗状況	進捗状況	進捗状況	進捗状況
効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定
評点	評点	評点	評点	評点

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	70
担当部署	

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援	子ども家庭センター課 教育指導課
主な取組	②いじめ、不登校等困難に直面する子ども・若者への支援	-
	不登校児童・生徒の居場所として「教育支援室いぶき」を開設し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行っています。 地域に開かれた学校運営や不登校対策の充実を図ります。	

1	施策	不登校児童・生徒への支援
	内容	教育支援室では、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。また、校長の要請に基づき、教育支援室指導員による学習指導を実施します。 教育相談室の専任相談員との連携を図りながら、心のケアについても指導・助言を行います。 家庭と子供の支援員の活用や学校と関係機関との連携強化のもと、学校復帰や社会的自立に向けた取組を推進します。 子ども家庭支援センターひばりでは、不登校やいじめに関する相談について、助言・支援を行います。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	子どもと家庭の総合相談の一環として、学校やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと連携し、不登校やいじめに関する相談に応じ、助言や支援を行っている。【子ども家庭センター課】 教育支援室や教育相談室、スクールカウンセラー、家庭と子どもの支援員、スクールソーシャルワーカーの活用による不登校対策の支援を実施している。【教育指導課】	不登校やいじめなどの背景に、家庭の養育力の低下や地域社会とのつながりの希薄さがあり、問題が遷延化する家庭が増えている。引き続き相談支援を継続する。【子ども家庭センター課】
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 70

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援	担当部署
		福祉課 子ども家庭センター課
主な取組	③困難や生きづらさに直面する若者への支援 若者が困難な状況や生きづらさに直面する際には、適切な支援体制が必要です。適切な支援を行うことで、若者が自己肯定感を持ち、社会に貢献できるようになることが期待されます。困難に直面する若者への支援を強化し、社会に貢献できるような環境を整備していきます。	-
		-

1	施策	こころと生き方・DV相談の実施
	内容	DV相談（配偶者等からの暴力）、お子さんを持つ夫婦・親子関係など、子育ての悩みや相談に対応します。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	DV相談等に対し、必要に応じて関係課や専門機関等へ繋ぐことで、適切な支援を受けることができるよう対応している。【福祉課】 子どもと家庭の総合相談の一環として、18歳未満のお子さんを持つご家庭の相談に広く応じている。DVなどの事例では、関係機関と連携している。また、相談者が18歳を超える場合には、支援機関の紹介や引き継ぎなどを行っている。【子ども家庭センター課】	関係機関と連携しながら相談支援を継続する。【子ども家庭センター課】
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	70
担当部署	
福祉課	
子ども家庭センター課	
健康課	
教育指導課	

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援	
主な取組	③困難や生きづらさに直面する若者への支援	
	若者が困難な状況や生きづらさに直面する際には、適切な支援体制が必要です。適切な支援を行うことで、若者が自己肯定感を持ち、社会に貢献できるようになることが期待されます。困難に直面する若者への支援を強化し、社会に貢献できるような環境を整備していきます。	
2	施策	ひきこもり支援事業の実施
	内容	ひきこもり相談窓口の周知、実態調査手法の研究を継続します。また、相談等の内容に応じて、関係各課との情報共有、連携体制の構築を図り、適切な相談機関へつなげます。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	ひきこもり相談に対し、必要に応じて関係課や専門機関等へ繋ぐことで、適切な支援を受けることができるよう対応している。【福祉課】 子どもと家庭の総合相談の一環として、18歳未満の子どものひきこもりの相談にも応じている。必要に応じ、学校やスクールソーシャルワーカー、保健所などの関係機関と連携しながら支援している。【子ども家庭センター課】 東京都ひきこもりサポートネットのホームページやリーフレットを通じた相談窓口の周知を図った。また、都が主催するひきこもり支援団体による相談会の開催について、広報みずほに掲載した。【健康課】 スクールソーシャルワーカーを各中学校に派遣しており、関係各課と協力し適切支援を行っている。【教育指導課】	関係機関と連携しながら相談支援を継続する。【子ども家庭センター課】 支援が必要な方に相談窓口の周知が図れるよう、関係部署と連携した周知方法の充実が必要である。 複合的な要因によりひきこもりが生じている場合があるため、相談があった際は、対象者への丁寧なヒアリング等により状況を把握し、相談内容に応じた関係機関との連携により、適切な相談機関へつなげていく必要がある。【健康課】
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 70

担当部署

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援	子ども家庭センター課
		-
主な取組	③困難や生きづらさに直面する若者への支援 若者が困難な状況や生きづらさに直面する際には、適切な支援体制が必要です。適切な支援を行うことで、若者が自己肯定感を持ち、社会に貢献できるようになることが期待されます。困難に直面する若者への支援を強化し、社会に貢献できるような環境を整備していきます。	-
		-

3	施策	ヤングケアラー支援の実施
	内容	発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげます。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	子どもと家庭の総合相談の一環として、ヤングケアラーへの相談支援にも対応している。	発見が困難なヤングケアラーの早期発見については、学校や教育委員会との連携方法などを検討する必要がある。
令和8年度		

評価

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
進捗状況					
効果（成果）判定					
評点					

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 70

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援	担当部署
		協働推進課 関係各課
主な取組	③困難や生きづらさに直面する若者への支援 若者が困難な状況や生きづらさに直面する際には、適切な支援体制が必要です。適切な支援を行うことで、若者が自己肯定感を持ち、社会に貢献できるようになることが期待されます。困難に直面する若者への支援を強化し、社会に貢献できるような環境を整備していきます。	-
		-

4	施策	性的マイノリティ対面相談
	内容	毎月実施している身の上相談のほか、性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による相談窓口等、適切な相談窓口へつなげます。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	毎月第3木曜に実施している身の上相談のほか、人権教室等の啓発事業を通じて、参加児童に「SOSミニレター」や「相談窓口の紹介カード」等を配布した。また、広報や町ホームページでLINE相談などの様々な相談内容に応じた相談機関の紹介をしている。【協働推進課】	相談機関の紹介カードは全児童・生徒への配布ができていない。教育委員会と連携し、気軽に相談できるということを周知することが重要と考える。【協働推進課】
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 70

基本施策 1	困難に直面する子ども・若者への支援	担当部署	健康課
			-
主な取組	③困難や生きづらさに直面する若者への支援 若者が困難な状況や生きづらさに直面する際には、適切な支援体制が必要です。適切な支援を行うことで、若者が自己肯定感を持ち、社会に貢献できるようになることが期待されます。困難に直面する若者への支援を強化し、社会に貢献できるような環境を整備していきます。		-
			-

5	施策	休養・心の健康づくり
	内容	心の健康に影響する睡眠や休養の正しい知識の普及に努めます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンで気軽にアクセスし、情報や相談機関を知ることのできるシステムにより情報提供をします。また、自殺予防行動計画を実行し、自殺に追い込まれる前に相談機関につながるように工夫していきます。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行った。 自殺予防行動計画に基づき、庁内連携会議の開催、新任職員を対象とした講義形式によるゲートキーパー研修を行った。また、令和6年度からは住民向け事業として、NPO法人から提供を受けたゲートキーパー研修動画を町ホームページで公開をしている。	令和6年度に策定した「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」に基づき、全庁的に各種施策（事業）を推進していく必要がある。また、各施策（事業）については、毎年度評価、点検を実施し、計画の見直しに反映させる必要がある。 厚生労働省の集計によれば、令和6年の全国の小中高生の自殺者数が過去最多となり、このことを背景に自殺対策基本法が一部改定された。今後の国・都の動向を注視しながら、町の計画の見直しを検討する必要がある。
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 71

基本施策 2		生活に困難を抱える子育て世帯への支援	担当部署 福祉課 子育て応援課	
主な取組		①ひとり親家庭等への支援	-	
		離婚等により、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。このような家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育園への入園をはじめ、児童扶養手当の給付や医療費の助成、母子及び父子福祉資金の貸付等、各種支援制度の周知・活用に努めています。 令和元年度からは、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診の無料受診を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図るための支援を行っています。 また、児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や20歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を給付します。今後も、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、関係機関との連携を強化し、総合的な支援に努めます。	-	
1	施策	自立支援の拡充		
	内容	就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援に努めます。また、児童手当等の給付や母子及び父子福祉資金等の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進を図ります。		
		この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題	
令和7年度	生活困窮者自立支援事業を実施している西多摩福祉事務所と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいる。【福祉課】 8月の児童扶養手当等の現況受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を2日間開催し、9人17件の相談があった。直接的に実施しているひとり親家庭等に対する支援は手当支給や医療費助成が主なものだが、就労支援や経済的支援については、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会と連携することで、ひとり親家庭等の自立を図った。【子育て応援課】			
令和8年度				
評価				
令和7年度		令和8年度		令和9年度
令和10年度		令和11年度		
進捗状況		進捗状況		進捗状況
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定
評点		評点		評点

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 71

基本施策 2		生活に困難を抱える子育て世帯への支援	担当部署 子育て応援課 健康課						
主な取組		①ひとり親家庭等への支援 離婚等により、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。このような家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育園への入園をはじめ、児童扶養手当の給付や医療費の助成、母子及び父子福祉資金の貸付等、各種支援制度の周知・活用に努めています。 令和元年度からは、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診の無料受診を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図るための支援を行っています。 また、児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や20歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を給付します。今後、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、関係機関との連携を強化し、総合的な支援に努めます。	- -						
2	施策	日常生活の援助及び経済的支援							
	内容	ひとり親家庭等実態調査を基に令和元年度から実施しているひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施に努めます。							
		この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題						
令和7年度	<p>8月の児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を開設し、2日間で9人17件の相談があった。 また、「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」は5件、「乳がん検診無料受診（健康課）」は3件の利用があった。 その他、令和7年9月にリニューアルした「ひとり親家庭応援リーフレット」を西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保健センター、子ども家庭支援センター、各コミュニティセンター、社会福祉協議会にも配架し、周知に努めた。【子育て応援課】 ひとり親家庭支援策として、児童扶養手当受給中の方に対する乳がん検診無料受診を実施した。（令和7年9月末時点3件）【健康課】</p>		事業を適正かつ円滑に継続します。【健康課】						
令和8年度									
評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 71

基本施策 2		生活に困難を抱える子育て世帯への支援	担当部署 子育て応援課	
主な取組		①ひとり親家庭等への支援	-	
		離婚等により、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。このような家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育園への入園をはじめ、児童扶養手当の給付や医療費の助成、母子及び父子福祉資金の貸付等、各種支援制度の周知・活用に努めています。 令和元年度からは、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診の無料受診を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図るための支援を行っています。 また、児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や20歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を給付します。今後も、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、関係機関との連携を強化し、総合的な支援に努めます。		-
		3	施策 児童育成手当等の給付	
		内容 ひとり親家庭の生活の安定のために、児童育成手当、児童扶養手当制度の普及・啓発に努めます。		

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	ホームページや子育てはっとブック、ひとり親家庭等応援リーフレットにより、当該手当制度の周知を図った。 また、当該手当の支給に当たり、適正な事務処理を行うことができた。	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 71

担当部署		71							
基本施策 2	生活に困難を抱える子育て世帯への支援		子育て応援課						
主な取組	①ひとり親家庭等への支援		-						
	<p>離婚等により、ひとり親のもとで養育される子どもたちが増加し、子どもの環境も変化しています。就労したいが子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。このような家庭に対しては、民生委員・児童委員等が地域で自立のための相談に当たるとともに、保育園への入園をはじめ、児童扶養手当の給付や医療費の助成、母子及び父子福祉資金の貸付等、各種支援制度の周知・活用に努めています。</p> <p>令和元年度からは、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、乳がん検診の無料受診を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図るための支援を行っています。</p> <p>また、児童育成手当（育成手当）、児童扶養手当や20歳未満の障がい児を養育している方を対象とした児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当を給付します。今後も、地域におけるひとり親家庭等の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援等、関係機関との連携を強化し、総合的な支援に努めます。</p>		-						
4	施策	ひとり親家庭等医療費助成の充実							
	内容	<p>国民健康保険や社会保険に加入しているひとり親家庭等を対象に診療を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全部又は一部を助成します。</p> <p>また、所得制限の撤廃について都に要望します。</p>							
		この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題						
令和7年度	<p>年度更新処理、医療証発行までの事務手続等を円滑に行うことができた。また、所得制限限度額の引上げに伴う案内等を広く周知することができた。</p> <p>※平成2年4月、制度開始 ※制度開始から児童扶養手当制度（一部支給制限基準）に準拠した所得制限</p>		所得制限の撤廃については、引き続き東京都に要望していく必要がある。						
令和8年度									
評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 72

基本施策 2	生活に困難を抱える子育て世帯への支援	担当部署 福祉課 子育て応援課
主な取組	②生活困窮家庭への支援	-
	生活困窮家庭の子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる環境を整えることは、地域全体の発展にとって不可欠です。特に、子どもの貧困問題は社会全体で取り組むべき課題であり、地域や企業などの協力が求められます。 町では、地域全体で生活困窮家庭を支援し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていきます。町民の理解と協力を得ることで、困難を抱える家庭に対する効果的な支援を実現します。	-
1	施策 子どもの貧困に関する啓発活動	
	内容 子どもの貧困についての情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	くらしの相談センターが実施している子どもの学習・生活支援事業について、定期的に町広報へ掲載し周知を図っている。【福祉課】 ひとり親等の申請時に生活困窮の相談を受けた際は、関係機関へつなげている。【子育て応援課】	
令和8年度		

評価

令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況									
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 72

基本施策 2	生活に困難を抱える子育て世帯への支援		担当部署
			学校教育課
主な取組	②生活困窮家庭への支援		-
	<p>生活困窮家庭の子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる環境を整えることは、地域全体の発展にとって不可欠です。特に、子どもの貧困問題は社会全体で取り組むべき課題であり、地域や企業などの協力が求められます。</p> <p>町では、地域全体で生活困窮家庭を支援し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていきます。町民の理解と協力を得ることで、困難を抱える家庭に対する効果的な支援を実現します。</p>		-
2	施策	高等学校等入学時奨学金の支給	
	内容	経済的な理由により、高等学校等に入学することが難しい生徒に対し、基準に基づき入学に必要な資金を支給します。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	経済的な理由により、高等学校等に入学することが難しい生徒に対し、基準に基づき奨学金支給審査委員会の審査により、対象者に対し入学に必要な資金として一人当たり6万円を支給した。	町内に開店した大規模店舗から寄附金を受領し、それを原資として実施している事業であるが、原資が尽きた際も、引き続き高等学校等入学時奨学金制度を維持していく必要がある。
令和8年度		

評価

令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況									
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 72

基本施策 2	生活に困難を抱える子育て世帯への支援		担当部署
			学校教育課
主な取組	②生活困窮家庭への支援		-
	<p>生活困窮家庭の子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる環境を整えることは、地域全体の発展にとって不可欠です。特に、子どもの貧困問題は社会全体で取り組むべき課題であり、地域や企業などの協力が求められます。</p> <p>町では、地域全体で生活困窮家庭を支援し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていきます。町民の理解と協力を得ることで、困難を抱える家庭に対する効果的な支援を実現します。</p>		-
3	施策	就学援助制度の推進	
	内容	経済的な理由により就学が難しい児童・生徒の保護者に対して、基準に基づき就学に必要な学用品費等の支援を行います。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	基準に基づき就学援助費の支給を行った。	引き続き就学援助費による支援を行う必要がある。
令和8年度		

評価

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
進捗状況		進捗状況	進捗状況	進捗状況	進捗状況
効果（成果）判定		効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定	効果（成果）判定
評点		評点	評点	評点	評点

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実		福祉課 子ども家庭センター課
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援		-
	<p>障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。</p> <p>また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。</p>		-
1	施策	相談体制の充実	
	内容	<p>障がいのある子どもをもつ保護者の精神的負担の軽減を図り、子どもの発達を促すため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者のニーズに応じたサービス等の提供に努めます。</p> <p>乳幼児の成長・発達について、相談支援体制の充実を図ります。</p>	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	<p>・都が実施する相談支援員研修に協力し、相談支援員のスキルアップを図った。</p> <p>また、令和6年10月に開設した基幹相談支援センター主催で、相談支援事業所連絡会や研修会を行い、相互の連携を深めるとともに相談体制の強化に努めた。【福祉課】</p> <p>毎月3回、臨床心理士又は公認心理師の資格を有する心理相談員による予約制の個別の心理相談（こども相談）を行った。</p> <p>また、幼児健康診査で発達が気になる子どもについて、心理相談員が相談対応している。心理相談員から保護者に、困りごとへの対応の仕方や子どもへの関わり方の助言や、発達健康診査を案内している。</p> <p>■こども相談件数：49件（令和7年9月末日現在）【子ども家庭センター課】</p>	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実		子ども家庭センター課
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援		-
	障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。		-
2	施策	母子保健事業を通じた障がいの早期発見・早期療育	
	内容	妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、保健師による妊産婦訪問、乳幼児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等を通じて、障がいの早期発見・早期療育に努め、支援を行います。また、療育医療の給付を行います。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	乳幼児健診等で何らかの所見があった場合は、精密検査受診票等を交付し、障がいの早期発見・早期療育につながるよう支援している。家庭訪問事業や保健センターでの母子保健事業を通じて心理相談につながる場合もある。また、申請に基づき養育医療費の給付を行っている。	国は障がいの早期発見・早期療育に向け5歳児健康診査の実施及び地域でのフォローアップ体制の構築を強く推奨しており、町も調査・研究を始めている。
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	
福祉課	
教育指導課	
関係各課	
-	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実	
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援	
	<p>障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。</p> <p>また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。</p>	
3	施策	発達障がい等支援の充実
	内容	自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）や、その傾向のある子どもと保護者に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	<p>保育園等支援、心理職による発達障がい児相談を実施中。</p> <p>発達障がい児の保護者向け講演会を10月21日に実施、YouTubeで講演内容を配信中。</p> <p>発達障がい児の相談支援を実施する子ども家庭センター課、教育指導課等と連携し、支援が必要な児童の情報共有を継続中。【福祉課】</p> <p>個に応じた適切な指導及び支援を行う特別支援教育を実施している。</p> <p>自閉症・情緒障がい特別支援学級特別支援学級を令和6年度に開設し、より個に応じた適切な指導及び支援を実施している。【教育指導課】</p>	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実		子ども家庭センター課 教育指導課
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援		-
	障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。		-
4	施策	障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進	
	内容	幼稚園・保育園等から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、相談体制の充実と、保護者や関係機関との連携を強化します。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	心理相談等で気になる子どもについては、保健師から保護者に就学相談の利用を勧めている。また、福祉課で開催する「児童発達支援に関する連携会議」で、教育委員会等の関係部署と情報共有や調整を図る等、連携強化に努めている。【子ども家庭センター課】 円滑な就学支援の推進を図っている。また、就学支援委員会において、都立特別支援学校のコーディネーターや医療機関の専門医に委員として参加してもらうほか、通園中の保育園・幼稚園の担当先生にも参加してもらい、園での様子を説明してもらうなど、関係機関の協力を得て継続して実施している。【教育指導課】	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	
福祉課	
教育指導課	
関係各課	
-	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実	
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援	
	<p>障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。</p> <p>また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。</p>	
5	施策	地域に開かれた福祉教育の実践
	内容	あらゆる場と機会を通じて、全ての町民に福祉の心が醸成されるように努めていきます。また、子どもたちの福祉の心を醸成するため、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場を作っていきます。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	ふれあい運動会（6月）、発達障害啓発週間（4月）や障害者週間（12月）などの機会に関係機関と連携し、障がいや障がいのある人への理解促進のため、利用者の作品展示等を行い、啓発活動を行った。【福祉課】 特別支援教育を推進するため、近隣自治体と連携して特別支援教育講演会を実施し、支援体制を整えた。【教育指導課】	引き続き、特別支援教育を推進していく。【教育指導課】
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実		福祉課
			関係各課
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援		-
	障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。		-
6	施策	障がいのある子どもを持つ保護者同士の交流促進	
	内容	障がいや発達に遅れのある子どもを持つ保護者同士が交流し、同じ悩みを持った仲間づくりや情報交換が行えるよう、保護者同士のつながりをサポートし、孤立感の解消や問題の解決などができる体制を作っていきます。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し、当事者団体の設立・運営の支援を継続中。【福祉課】	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ	73
担当部署	

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実		教育指導課
主な取組	①障がいのある子どもと保護者への支援		-
	障がいのある子どものための施策では、乳幼児期に疾病や障がいを早期に発見し、早期対応を図ることが重要となります。障がい児や発達障がい児等の相談体制を整備し、障がいのある子どもとその保護者を地域全体で支えていくネットワークづくりに努めます。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもの発達障がいについての理解を深め、幼少期から支援を行っていく体制を確立します。		-
7	施策	障がい児に対する理解の促進	
	内容	共生社会の一員として互いを尊重し、支え合うよう、障がいのある児童・生徒への正しい理解と思いやりの心を育む教育を推進します。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	就学相談体制を整え、個々の子どもに合った支援を構築した。 また、各校で特別支援教育を推進した。	関係機関と連携し、個々の子どもの成長に必要な支援を継続して行っていく。
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 74

基本施策 3		障がいのある子どものための施策の充実	担当部署 子育て応援課
主な取組	②保育、学習援助と機会の保障		-
	<p>障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町では全ての幼稚園・保育園等で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに、学ぶ機会を確保しています。</p> <p>また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもへの、適切な指導及び支援を推進するための体制づくりに努めます。</p>		-
1	施策	障がい児保育の拡充	
	内容	幼稚園・保育園等及び学童保育クラブへの障がいのある子どもの受入を拡充するとともに、各関係機関との連携を強化します。	

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	<p>令和7年10月1日時点で、町内保育園で受入れている23人の障がい児に係る加配職員の人件費に対し、財政的支援を行っている。</p> <p>また、2人の医療的ケア児を町内保育園2園で受入れており、財政的支援を行っている。</p>	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 74

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実	子ども家庭センター課
		学校教育課
主な取組	②保育、学習援助と機会の保障 障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町では全ての幼稚園・保育園等で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに、学ぶ機会を確保しています。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもへの、適切な指導及び支援を推進するための体制づくりに努めます。	教育指導課
		-

2	施策	障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進
	内容	子どもの成長により幼稚園・保育園等から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、相談体制の充実と、保護者や関係機関との連携を強化します。また、特別支援学級において、教育を受ける児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、就学に必要な学用品費に対して、基準に基づき、支援を行います。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	心理相談等で気になる子どもについては、保健師から保護者に就学相談の利用を勧めている。また、福祉課で開催する「児童発達支援に関する連携会議」で、教育委員会等の関係部署と情報共有や調整を図る等、連携強化に努めている。【子ども家庭センター課】 基準に基づき就学会奨励費の支給を行った。【学校教育課】 円滑に就学相談が進められるよう、幼稚園・保育園等や小・中学校と連携している。【教育指導課】	引き続き就学奨励費による支援を行う必要がある。【学校教育課】
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 74

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実	担当部署
		教育指導課
		-
主な取組	②保育、学習援助と機会の保障 障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町では全ての幼稚園・保育園等で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに、学ぶ機会を確保しています。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもへの、適切な指導及び支援を推進するための体制づくりに努めます。	-
		-

3	施策	発達障がいのある子ども等への学習援助の充実
	内容	通常の学級、特別支援教室、特別支援学級の役割分担を明確にした厚みのある支援体制を確立し、発達障がいの程度に応じた教育の内容・方法及び適正な就学の充実を図ります。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	個に応じた適切な指導及び支援を行う特別支援教育を実施している。	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

計画書掲載ページ 74

基本施策		担当部署							
3	障がいのある子どものための施策の充実	教育指導課							
主な取組	②保育、学習援助と機会の保障	-	-						
	障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町では全ての幼稚園・保育園等で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに、学ぶ機会を確保しています。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもへの、適切な指導及び支援を推進するための体制づくりに努めます。	-	-						
4	施策	特別支援教育の充実							
	内容	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難の改善・克服するための適切な指導及び支援を行います。							
		この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題						
令和7年度	特別支援教室専門員を配置し、特別支援教室の円滑な運営を実施している。								
令和8年度									
評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世代のための地域づくり

基本施策 3	障がいのある子どものための施策の充実	担当部署
		教育指導課
主な取組	②保育、学習援助と機会の保障 障がいのある子どもの通園、通学は多くの課題がありますが、町では全ての幼稚園・保育園等で障がいのある子どもを受け入れ、学童保育クラブも一部受け入れています。また、小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重するとともに、学ぶ機会を確保しています。 また、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもへの、適切な指導及び支援を推進するための体制づくりに努めます。	-
		-
		-

5	施策	夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力の育成
	内容	障がいのある児童・生徒に継続性のあるきめ細やかな指導・支援を行い、一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を醸成します。また、長期化する不登校児童・生徒に、在籍教室外でも学習の支援が受けられるシステム作りとその実践を行います。

	この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）	結果を踏まえた今後の課題
令和7年度	教育支援室を設置し、不登校児童・生徒の居場所作りや学習の機会の確保を行っている。また、全中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒の抱える悩みや問題解決に向けた体制を整え、教育支援室だけでなく教育相談室、スクールカウンセラー、家庭と子どもの支援員による支援を継続して実施している。	
令和8年度		

評価									
令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況		進捗状況	
効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定		効果（成果）判定	
評点		評点		評点		評点		評点	